



WFME 教育の質改善のための  
グローバル・スタンダード

医学教育学・医療者教育学  
専門職修士課程の国際基準

**WFME 事務局 2016 年度**

## WFME 総務会

議長：

**David Gordon 教授**

会長

世界医学教育連盟(WFME)

フランス・フェルネーヴォルテール

メンバー：

**Ducksun Ahn 教授**

世界医学教育連盟(WFME)

副会長

大韓民国ソウル

**Stefan Lindgren 教授**

世界医学教育連盟(WFME)

元会長

スウェーデン・マルメ

**Ibrahim Al Alwan 教授**

東地中海地区医学教育連盟(AMEEMR)

会長

サウジアラビア王国リヤド

**N. Emmanuel G. Cassimatis 博士**

外国の医学部卒業生に対する教育委員会(ECFMG)

会長兼最高経営責任者

ペンシルベニア州フィラデルフィア

**Stijntje Dijk**

国際医学生連盟(IFMSA)

渉外担当責任者

医学教育部門

オランダ

**Michael Field 教授**

西太平洋地区医学教育連盟(AMEWPR)

会長

オーストラリア・シドニー

**Otmar Kloiber 博士**

世界医師会(WMA)

会長

フランス・フェルネーヴォルテール

**Annette Mwansa Nkowane**

世界保健機構(WHO) 保健医療分野労働力部門

技術責任者

スイス・ジュネーブ

**Pablo Pulido 教授**

全アメリカ医科大学連盟協議会(PAFAMS)

会長

ベネズエラ・カラカス

**Trudie Roberts 教授**

欧州医学教育連盟(AMEE)

会長

英国リーズ

**Nelson Sewankambo 教授**

アフリカ医科大学連盟(AMSA)

会長

ウガンダ・カンパラ

**Rita Sood 教授**

東南アジア地区医学教育連盟(SEARAME)

会長

インド・ニューデリー

## 目次

序論 .....	6
目的 .....	6
理論的根拠 .....	6
構成 .....	7
使用 .....	7
基準の開発の過程 .....	8
1. 使命と学修成果 .....	9
1.1 目的および学修成果の明示 .....	9
1.2 使命と学修成果の策定への関与 .....	9
1.3 自律と学問的自由 .....	9
1.4 プログラムのハンドブック .....	10
2. 教育プログラム .....	11
2.1 指導・学習方法 .....	11
2.2 学術的スキルの修得 .....	11
2.3 プログラムの内容・領域・文脈 .....	11
2.4 教育研究・教育学 .....	12
2.5 プログラムの構成・期間 .....	12
2.6 カリキュラム開発の過程 .....	12
3. 学生の評価 .....	13
3.1 評価方法 .....	13
3.2 評価システム .....	13
3.3 学生へのフィードバック .....	13
3.4 評価システムの質保証 .....	13
4. 学生 .....	14
4.1 入学許可ポリシーおよび選抜 .....	14
4.2 学生の受け入れ .....	14
4.3 学生の支援とカウンセリング .....	14
4.4 学生の代表の参加 .....	14
4.5 修了要件 .....	14
4.6 学生の進級・漸減率とその理由 .....	14
5. 教員 .....	16
5.1 教員を任命する際のポリシー .....	16
5.2 教員の義務と FD (Faculty Development) .....	16
5.3 教育を担当する教員の数と資格 .....	16
5.4 運営上の支援 .....	17
6. 教育資源 .....	18
6.1 教育環境 .....	18
6.2 情報技術 .....	18
7. プログラム評価 .....	19

7.1	プログラムのモニタと評価 .....	19
7.2	教職員と学生からのフィードバック .....	19
7.3	学生・修了生の業績 .....	19
8.	統轄および管理運営 .....	20
8.1	プログラム担当ディレクター .....	20
8.2	統轄 .....	20
8.3	教学のリーダーシップと誠実さ .....	20
8.4	プログラムの運営 .....	20
8.5	資金と資源配分 .....	20
8.6	事務 .....	21
8.7	要件および規則 .....	21
8.8	立ち上げから承認までの過程 .....	21
8.9	財務 .....	21
8.10	財務管理と高潔性 .....	21
8.11	プログラムの情報 .....	22
9.	継続的改良 .....	23

## 序論

医学教育学および医療者教育学専門職修士課程が最近急増している。2000年から2015年までに、こうした学位は7件から121件まで増え<sup>1</sup>、増加傾向が続いている。こうしたプログラムを調査した結果、それらに共通点はあるものの、次のような結論を下している。

プログラムを評価するための基準やメカニズムを構築する必要性がある。

世界医学教育連盟は、現在医学教育におけるグローバル・スタンダードを豊富に蓄積する組織として、こうした要請に応え、医学教育学および医療者教育学専門職修士課程の国際基準を策定した。

### 目的

この基準の目的は以下のとおりである：

- プログラム担当ディレクターにプログラムをデザインし管理する際の指針を与える
- 将来学ぼうと思っている学生および現在学んでいる学生に対し、プログラムで提供される内容の質と量を判断するための枠組みを供与する
- 教育・監督機関に対し、プログラムの提供内容についての判断を下すうえでの枠組みを供与する

こうした基準の基盤となるのが修士課程プログラムの質の問題である。Tekian and Harris は以下のように述べている：

(略) 医療者教育学の専門職教育においてこのような修士レベルのプログラムが急増しているという事実を勘案すると、こうしたプログラムの評価基準を構築し、プログラムの適格性認定のための基準を設定するというニーズが明確に存在する。加えて、全てのプログラムが最低限備えておくべき質を確実に保持できるよう、理想とすべき実践の具体的内容を策定する必要もある。これは、あらゆるプログラムが目指すべき模範例を供与してくれるだろう。

### 理論的根拠

国際基準の役割とは、教育を均一化することではなく、内容・過程・成果において、対話によって合意された水準を満たしたうえで、それぞれの文脈に沿った、多彩なプログラムの開発を可能とすることである。この基準によって、大学院の課程として必要な質を保つ中で、プログラム開発者が自由に創造的な立案や企画を行うことができるようになることを期待している。それぞれの水準の解釈は多様である。また各水準はそれぞれの国・地域に合った方法で見直されることを期待する。時には、改変したり言い換えたりすることも必要となるだろう。

<sup>1</sup> Tekian, A., Roberts, T., Batty, H.P., Cook, D.A. and Norcini, J. (2014) Preparing leaders in health professions education. *Medical Teacher*, 36, 269-271.

専門職修士課程は一定の学術的性質を示すものでなければならない。学生は修了に際して、十分な知識基盤を備え、社会科学におけるエビデンスと理論を正しく評価し、研究方法についての確固たる基礎を身につけ、理論やトレンドを分析・統合・批判する能力を獲得していなければならない。それにより、教育の現場で何を適用するかについて、文脈を考慮した適切な意思決定ができるようになるのである。

医学教育・医療者教育学の修士課程を履修するということは、学生がこれまでに基礎医学・臨床医学で学んだ内容とは異なる、社会科学の知識基盤や枠組みになじまなければならないということである。これは、学生にとっても教員にとってもなかなか困難なことである。

この基準がこのような問題に取り組むことになるプログラム開発者の一助となることを期待する。

## 構成

ここに紹介する基準は、従前の WFME による国際基準と同じ一般的枠組みに準拠したものである。従前どおり、9 項目の見出しを使用した。すなわち：

1. 使命と学修成果
2. 教育プログラム
3. 学生の評価
4. 学生
5. 教員
6. 教育資源
7. プログラム評価
8. 統轄および管理運営
9. 継続的改良

これらは、これまでの WFME による医学部卒前教育の国際基準のような「基本的水準」および「質的向上のための水準」という枠組みで示されていないが、我々は、策定された全ての水準が、専門職修士課程プログラムの基盤とするべきとの見解で一致している。

## 利用

こうした基準は、少なくとも以下の 5 通りの方法で利用されることを意図している：

1. 新しいプログラムを設計する人のための指針として
2. それぞれの国・地域におけるプログラムの質保証・評価の枠組みとして
3. 現在学んでいる学生が自らのプログラムの質を判断する手段として
4. 将来学ぼうと思っている学生がプログラムを選ぶ際のガイドとして
5. 監督機関・認証機関のための枠組みとして

実用的なこの基準は、世界のどの国においても上記の目的に応じて利用出来るものであると確信している

## 水準の開発過程

水準の初稿は WFME の一般的枠組みに基づいて策定された。推敲を 2 回重ねた後、分野内の 10 人の専門家から成る国際的な委員会で議論が実施された。メンバーは、

Ara Tekian、Janet Grant、John Norcini、Ilene Harris、Steven Durning、Olle ten Cate、Renee Stalmeijer、Diana Dolmans、Lambert Schuwirth、Larry Gruppen であった。

同意を得た原稿は欧州医学教育連盟 2015 年大会の会議で審理および議論された。その際に WFME 会長である David Gordon 教授も参加した。

その後、最終原稿が WFME の役員会で審理され、一部修正された後に承認された。

この水準を実際に使ってみて、何かお気づきの点があれば、ぜひお知らせください。



## 1.使命と学修成果

### 1.1 目的および学修成果の明示

プログラム担当ディレクターは以下を行うこととする：

- プログラムの目的を策定し、これから学ぼうと思っている学生・スポンサー・雇用主または資金提供者に提示すること。
- 修了生が身につけるべき学修成果を、以下の通り、説明すること：
  - 医療者教育に関する理論・概念・実践の習得を示すこと。この中には、理論およびエビデンスに対する批判的評価、ならびに学生自身の文脈においての適用可能性を判断するための比較的・文脈的・文化的分析を行う能力が含まれる
  - 社会科学における理論・研究・エビデンスに関する独自性を理解すること
  - 以下に関して知的・個人的・専門的能力を示すこと：
    - 独立した思考
    - 情報の統合
    - 創造的問題解決
    - わかりやすくコミュニケーションをとること
    - 自身の研究や活動に関する社会的・環境的・世界的価値の具体的な認識
  - 自身の機関・部署における教育開発において、リーダーシップ・運営・組織上の様々な役割を担うのに十分な応用的知識・スキルを示すこと
  - 医学教育・医療者教育研究およびプログラム評価を行うための応用的知識・技能を示すこと
  - 博士レベルの研究など、より高いレベルの研究に取り組むための準備ができて
  - 教育開発・研究・評価に関して、専門的かつ倫理的なアプローチをとれることを示すこと

### 1.2 使命と学修成果の策定への参画

プログラム担当ディレクターは、プログラムの使命と学修成果を策定するにあたって、これから学ぼうと思っている学生を含めた主な関係者を関与させなければならない。

### 1.3 自律と学問的自由

プログラム担当ディレクターは、教員・研究員・事務職員が責任を負う（特に以下のような）ポリシーについて、自律性を持って策定・実施しなければならない：

- カリキュラムの設計
- カリキュラムの実施に必要な（金銭・人材などの）資源の利用

#### 1.4 プログラムのハンドブック

プログラムのハンドブックには、適切な範囲で、以下の内容が記述されなければならない：

- プログラムの目的・哲学・価値観
- プログラムの学習目標・目的・学修成果・内容
- 対面・個別・グループ・自習・遠隔学習を含む教育方法
- 予想される学習時間と授与される単位
- 評価のポリシー、評価方法、その進行および修了条件。課題の提出締め切りの延長期限、遅延提出に係るペナルティ、課題の内容が不十分であった場合の再提出の条件を含む
- 修士論文の目的と段取り。これには計画・構成・長さ・スタイル・指導・採点を含む
- 学生支援システム
- 剽窃・盗用などの倫理的に不適切な行動に関するポリシー
- 入学条件。これには既得単位の認定やそれによる履修免除の規則を含む
- プログラム受講料と奨学金
- 研究および学術的スキル(論文の書き方や文献の引用の仕方を含む)とタイムマネージメントに関するアドバイス
- 教員からの警告および学生からの異議申し立て等の陳情の手続き
- プログラムの評価と質保証

## 2.教育プログラム

### 2.1 指導・学習方法

プログラム担当ディレクターは以下のことを行わなければならない：

- 理論的根拠を含め、指導・学習方法について説明すること
- 学生が将来、責任を持って、自身で勉強し、キャリアを発展させていけるよう、様々な教育手法を用いながら、奨励し、準備し、支援すること
- 学生が幅広い学習体験が出来るように十分に計画された指導方法<sup>2</sup>と、学習目標に合致させた形での個別の学習支援とのバランスをとること

### 2.2 学術的スキルの修得

プログラム担当ディレクターは、以下に記した修士レベルの学術スキルを学生が身につけることができるよう保証しなければならない：

- 自分自身の頭で考えること
- 情報を分析し、統合し、批判すること
- 創造的に問題を解決すること
- わかりやすくコミュニケーションをとること
- 自身の研究・活動の社会的・文脈的・世界的な価値を評価すること

プログラム担当ディレクターは、課題で求められる水準、つまりその量(長さ)や体裁およびその他の要件など、について説明しなければならない。

### 2.3 プログラムの内容・領域・文脈

プログラム担当ディレクターは、以下のことを行わなければならない：

- 教育上の概念・理論・モデル・歴史的視点・実践について、学生が十分に理解できるような内容を選択すること
- 各トピックに関する基本的小および応用的な理論とモデルが網羅されていること、批判の方法を伝え、学生自身の文脈には批判的かつ内省的に適用すること
- 医療者教育学に関する文献だけでなく、教育学を含む社会科学の実践・モデル・理論を活用すること
- 社会的・歴史的な文脈を踏まえて選択した内容が提示されること、また学生の文脈にすぐに適用可能であること

---

<sup>2</sup> 注：特定の指導方法として、実際に集まって交流する方法・個別およびグループ学習・遠隔学習・オンライン教育(同期および非同期)・eラーニング・チュートリアル・セミナー・論述・スーパービジョン・メンタリング・これらの複合・自習が含まれる。

## 2.4 教育研究・教育学

プログラム担当ディレクターは、学生が以下のことができるようになることを保証しなければならない：

- 教育研究の過程・性質・限界を理解する
- いかなる意見や話題についても、エビデンスに基づいて見解を示す。特にエビデンスがなかったり、矛盾していたりする場合
- 教育研究や教育学について、適切な情報に基づいて批判する
- 教育的な考え方について、社会的・文脈的・歴史的な観点から理解する
- 自分自身の文脈に適した独自の研究や教育学を発展させる

## 2.5 プログラムの構成・期間

修士課程全体の構成およびその期間は、以下を明確に定義したうえで、説明されるものとする：

- プログラムの期間およびフルタイム・パートタイムの別。実際の勉強時間として明記すること
- 開始日・修了日
- 予想される課題・活動の期間と締め切り
- 必修と選択の別、およびその理論的根拠
- 自習の量とその役割
- 入手可能な学習リソース
- 形成的・総括的評価のシステム
- フィードバック
- プログラムの評価
- プログラムの修了要件
- 延長・繰り越しについて（該当する場合のみ）

## 2.6 カリキュラム開発の過程

プログラム担当ディレクターは、以下について説明しなければならない：

- ニーズ評価と文脈の分析を含むカリキュラム設計の過程、心理学・社会科学など親分野に該当する領域の幅広い文献を含む学術的調査、適切な内容の選択、教育方法・コミュニケーション・コストなどの実務上の課題
- カリキュラム設計および開発における関係者への言及

## 3.学生の評価

### 3.1 評価方法

プログラム担当ディレクターは以下を行わなければならない：

- 学生の評価について原理・理論的根拠・方法・および実施の定義を明確にして、開示する。開示すべき内容には合格基準・進級基準・再履修が認められる回数が含まれる
- 外部評価者や評価機関およびその他の関係部門によって評価法を精密に吟味する
- 評価および採点過程における質保証について明示する
- 評価結果に対する疑義申し立て制度を供与する

### 3.2 評価システム

プログラム担当ディレクターは以下を保証しなければならない：

- 形成的・総括的評価の双方を供与する
- プログラムの内容を適切に反映した評価を行う
- 1.1 に記載しているような修士レベルの学修成果を対象とした評価を行う
- 学習の目的・内容に適した幅広い評価法やフォーマットを用いる

### 3.3 学生へのフィードバック

プログラム担当ディレクターは、形成的評価および総括的評価の後であっても、各学生に対し、個別に詳細な文書によるフィードバック（もしくは口頭によるフィードバックと文書記録）を与えることを保証しなければならない。

### 3.4 評価システムの質保証

プログラム担当ディレクターは、評価システムの水準と評価結果を点検する目的から、有資格の外部評価者に評価を依頼しなければならない。

## 4.学生

### 4.1 入学方針と入学選抜

プログラム担当ディレクターは以下を行わなければならない：

- 入学方針および過程について、平等性・客観性の原則に基づいて定期的に見直しを行いながら策定し、開示する
- 障害のある学生の入学について方針を定めて対応する

### 4.2 学生の受け入れ

プログラム担当ディレクターは、プログラムの許容能力に見合った入学者数を受け入れなければならない。

### 4.3 学生のカウンセリングと支援

プログラム担当ディレクターは、学術的・社会的および個人的事情に対応したカウンセリングを行い、学生の支援に必要な資源を配分しなければならない。

### 4.4 学生の代表の参加

プログラム担当ディレクターは以下を行わなければならない：

- 学生の代表がカリキュラムの策定・管理・評価、その他学生に関する諸事項を審議する場に参加することを規定し、履行する
- 学生の活動と学生組織を奨励する

### 4.5 修了要件

プログラム担当ディレクターは以下の要件を設定しなければならない：

- 修了に必要な単位を全て満たしていることの証拠(プログラム・プロジェクト・論文・実習科目・ポートフォリオ・成績証明書など)
- 期待される水準を満たしている課題の提出
- 研究や批判的吟味を行うことができるという根拠

### 4.6 学生の進級・漸減率とその理由

プログラム担当ディレクターは以下を行わなければならない：

- 下記の事項を含む、進級要件を設定する：
  - 形成的・総括的課題の割合とそれぞれの役割
  - 課題の締め切り

- 遅延課題の提出方法とそれを容認する根拠
- 再提出の締め切り、および再提出課題が獲得可能な最高点
- 学生の進捗度および適合性に関する指標を記録し、保守する
- 進捗度が懸念材料となる学生のフォローアップシステムを構築する
- 学生の漸減率を記録し、保守する
- 修了前に退学する学生の退学理由の記録

## 5.教員

### 5.1 任命方針

プログラム担当ディレクターは以下を行わなければならない：

- 下記を含む、プログラム運営者（常勤・非常勤講師や事務職員）の一覧を供与する：
  - プログラム設計者
  - プログラムの講師
  - 運営事務員
  - 技術サポート職員
  - 評価に関わる職員
  - プログラム担当ディレクター

各職員に対し、プログラム担当ディレクターは、プログラムの使命に合わせて、以下の内容を踏まえた任命方針を策定・履行しなければならない：

- 要求される専門性および資格
- 教育・研究・臨床の職務間のバランスを含む、科学的・教育的・経験的特性
- 以下を含む職員の責任：
  - 勤務時間・業務配分
  - 学生とのコミュニケーション
  - 活動記録・報告の提出

### 5.2 教員の義務と FD (Faculty Development)

教職員に対し、プログラム担当ディレクターは以下を行わなければならない：

- 担当業務と責務の一覧を供与する
- 職員の任命や支援に関するプログラムの方針を明確にする
- オリエンテーションおよび研修の提供
- 適切なモニタリングとフィードバックの提供
- 全ての教職員が、自身の役割・責務・支援に関し、プログラム担当ディレクターにフィードバックを提供できるような場を提供する

### 5.3 講師の数と質

プログラム担当ディレクターは、以下を保証しなければならない：

- 学生が学んでいる学位より少なくとも 1 レベル上の教育に関する学術資格を有する講師
- 学生が講師に適切にアクセスできるような講師と学生の比率



- 十分な研究経験を持った有資格の学位論文指導者

#### 5.4 運営上の支援

プログラム担当ディレクターは、以下を保証する旨の取り決めに記述し、開示しなければならない：

- 学生に対する十分な運営上の支援
- 講師に対する十分な運営上の支援

## 6.教育資源

### 6.1 教育環境

対面学習の場合、プログラム担当ディレクターは以下を保証しなければならない：

- カリキュラムを適切に実施できるような、講師・学生用の十分な物理的設備
- 講師・学生にとって安全な学習環境

遠隔学習の場合、プログラム担当ディレクターは以下を保証しなければならない：

- 教材が全ての学生にとって入手可能なフォーマットで提供されること
- 教材・資源・学習要件について明確なガイダンスが提供されること

### 6.2 情報通信技術

対面学習・遠隔学習のいずれにおいても、プログラム担当ディレクターは以下のことを行わなければならない：

- 教育プログラムにおける、情報通信技術の効果的な使用と適切な評価の策定・履行
- 講師・学生が以下の目的で適切な情報通信技術を使用できること：
  - 自己学習
  - 情報へのアクセス

## 7.プログラム評価

### 7.1 プログラムのモニタと評価

プログラム担当ディレクターは以下を行わなければならない：

- カリキュラムの活動・過程・成果を定期的にモニタするプログラムの策定
- プログラムを評価する仕組みの確立と実施：
  - カリキュラムとその主な構成要素
  - 学生の進歩
  - 学生および教員の課題の特定と対応
  - 教育上・学習上の環境の継続的な見直し
- モニタリングおよび評価の結果が確実にプログラムに反映されること
- 関係者がプログラム評価の結果に確実にアクセスできるようにすること

### 7.2 教職員と学生からのフィードバック

プログラム担当ディレクターは以下を行わなければならない：

- 教職員と学生からのフィードバックを系統的に求め、分析し、対応すること
- フィードバックの結果を利用して、プログラムを改善していくこと

### 7.3 学生・修了生の実績

プログラム担当ディレクターは以下を行わなければならない：

- 次の項目に関して、学生と修了生の実績を分析すること：
  - プログラムの使命と期待される学修成果
  - カリキュラム
  - 資源の提供
- 学生の実績を分析し、以下の項目について、運営委員会などへフィードバックすること：
  - 学生の選抜
  - カリキュラムの立案
  - 学生のカウンセリング

## 8.統轄および管理運営

### 8.1 プログラム担当ディレクター

プログラムは、以下を条件とする：

- 指名されたプログラム担当ディレクターを有すること
- 特定の上級管理職に対する説明責任を有すること

### 8.2 統轄

プログラム担当ディレクターは以下を行わなければならない：

- 運営委員会の構造や関係性、利益相反や説明責任の所在を含む、プログラムの統轄組織を規定する
- 統轄過程および意思決定の透明性の確保

### 8.3 教学のリーダーシップと誠実さ

プログラム担当ディレクターは以下を行わなければならない：

- 教育プログラムを定め、それを運営する教学のリーダーシップの責務を明確に示すこと
- 教学におけるリーダーシップの評価を、プログラムの使命と学修成果に照合して、客観性・利益相反に配慮しながら定期的に行うこと

### 8.4 プログラムの運営

プログラムは、以下を条件とする：

- 適切な資格を持った(すなわち修士号よりも高い学位を持つ) 教学のリーダーシップをもつ教員やプログラム担当ディレクター(ら)、および計画と実施に責任を持つ運営職員を有すること
- プログラム設計およびプログラムの様々な要素に関する、明確で適切な責任と運営権限を有すること

### 8.5 資金と資源配分

プログラム担当ディレクターは以下を行わなければならない：

- プログラムを遂行するための教育関係予算を含み、責任と権限を明示する
- カリキュラムの実施に必要な資源を配分する自立性を具備する

## 8.6 事務

プログラム担当ディレクターは、以下を行うのに適した事務組織・専門組織を設置しなければならない：

- 教育プログラムと関連の活動を支援する
- 効果的な運営と資源の配分を確実に実施する

## 8.7 要件および規則

プログラム担当ディレクターは以下を行わなければならない：

- プログラムを実施するにあたり、適切な事務職員がいること
- プログラムを運制する際にその質保証も行うこと
- 学位の授与を含めた、関連する要件を順守していること

## 8.8 立ち上げから承認までの過程

プログラム担当ディレクターは、以下を提示しなければならない：

- 立ち上げの段階において、教育の専門家(例えば、大学院教育または外部顧問機関など) がプログラム等の学位要件を入念に検証した経緯を示す公式文書
- 初期段階における正式な承認およびそれ以降のプログラムの見直し
- 他の機関や学部との共同参画に係る文書や証拠
- 大学による、学生登録のための適切な正式承認

## 8.9 財務

プログラム担当ディレクターは、以下を提示しなければならない：

- プログラム修了までの経費に係る適切な書類
- プログラムに関する費用(学位授与のための最低費用、ならびに追加プログラムの必要経費)に関する明確な文書
- 財務面での持続可能性を示す証拠

## 8.10 財務管理と高潔性

プログラム担当ディレクターは、独立した財務監査などの、財務管理と高潔性についての証拠を提供しなければならない。

## 8.11 プログラムの情報

プログラム担当ディレクターは、以下の提供を保証しなければならない：

- 受講希望者を対象とする、評価システムを含めたプログラムの内容・構造・経費・過程・イベントについての完全かつ正確で入手可能な情報
- ウェブサイト・チラシ・ヘルプラインを含め、受講希望者に合った多様な情報源以下の情報を含む、登録した学生向けの学生用ハンドブック：
  - プログラムの理念
  - プログラムの目的と価値観
  - 学習目標と目的
  - プログラムの構造
  - 学習時間
  - 教育・学習のアプローチ
  - 学習教材などの教育資源
  - フィードバックと助言
  - 評価方針と実際の内容
  - コースワーク要件
  - プログラムの各レベルにおける評価
  - 入学許可と登録方法
  - 単位振替認定のある入学許可要件
  - 科目免除を許可するための特定要件
  - コース料金および奨学金
  - コース教材
  - 教職員、ならび学問的・技術的・運営上のサポート
  - 学習スキル
  - 学生のための学問的・個人的・技術的サポート

## 9.継続的改良

プログラム担当ディレクターは以下を行わなければならない：

- プログラムの構造・機能を定期的に自己点検し、改善する
- 指摘された問題点を修正するためのシステムを策定する
- プログラム評価の結果により、プログラムを修正する場合には、教育的知識・理論・実践に基づき、より幅広い改良を実施する

国際委員会

**Ara Tekian 博士、医療者教育学修士**

イリノイ大学シカゴ校医学部  
医学教育学講座教授  
国際教育事務局、副学部長  
米国イリノイ州・シカゴ

**Janet Grant 科学修士、博士**

ユニバーシティー・カレッジ・ロンドン医学部名誉教授  
プリマス大学ペニンシュラ医学部客員教授  
英国オープン・ユニバーシティー医学教育学講座名誉教授  
ディレクター：文脈における医学教育センター[CenMEDIC]および遠隔学習のための FAIMER センター  
英国ミドルセクス州ハンプトン

**John Norcini, 博士**

国際医学教育研究推進機構 (FAIMER) 代表および最高経営責任者  
米国ペンシルベニア州・フィラデルフィア

**Ilene Harris 博士**

教授、大学院研究科長兼ディレクター  
医学教育学講座教授  
病理教育学講座教授  
イリノイ大学シカゴ校医学部  
米国イリノイ州シカゴ

**Steven J Durning 医学士、博士、米国内科学会上級会員**

医学・病理学教授  
臨床推論入門コースディレクター  
保健科学大学  
米国メリーランド州ベセスダ

**Th.J.(Olle) ten Cate 博士**

医学教育学講座教授  
教育研究開発センター  
ユトレヒト大学医学センター  
オランダ・ユトレヒト

**Renée Stalmeijer 博士**

医療者教育修士課程ディレクター  
教育開発研究センター講師  
マーストリヒト大学  
オランダ・マーストリヒト



**Diana HJM Dolmans 博士**

革新的教育開発学教授  
マーストリヒト大学  
教育開発研究センター  
医療者教育学  
オランダ・マーストリヒト

**Lambert Schuwirth 医学博士、博士**

医学教育学講座教授  
医療者教育学専攻  
フリンダース大学医学部  
南オーストラリア州アデレード

**Larry D. Gruppen 博士**

医学教育学講座教授  
保健科学学習学科  
米国ミシガン州アナーバー

邦訳責任者

京都大学大学院医学研究科  
医学教育・国際化推進センター  
及川 沙耶佳 / 錦織 宏